

事務連絡
令和元年 9 月 9 日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所
住宅改修施工業者

各位

今治市高齢介護課長
(公印省略)

消費税率の引上げに伴う介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請
の取扱いについて(通知)

令和元年 10 月 1 日からの消費税率引上げに伴い、工事の請負等については、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を締結し、工事完了日が令和元年 10 月 1 日以降になる場合は、消費税率 10 %が適用されることとなっております。

つきましては、介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請に係る見積書の取扱いについては、下記のとおりとなりますので適切な対応をお願いいたします。

記

1 事前申請時に提出する見積書の金額の取扱いについて

- (1) 工事完了日が令和元年 9 月 30 日以前の見込みである場合
消費税率 8 %で計上した見積書を提出してください。
- (2) 工事完了日が令和元年 10 月 1 日以降の見込みである場合
消費税率 10 %で計上した見積書を提出してください。

2 注意事項

- (1) 工期の遅延等により、工事完了日が令和元年 10 月 1 日以降となった場合は、理由の如何に関わらず、全ての工事費用について消費税率 10 %が適用されます。そのため、令和元年 9 月 30 日以前に工事完了を予定している場合であっても、工期遅延等における増税分の支払いについては、予め被保険者やその家族の合意を得ておくなど、後にトラブルが生じないように留意してください。
- (2) 事前申請は消費税率 8 %で承認されている場合で、工事完了日が令和元年 10 月 1 日以降となることが判明した場合には、速やかに高齢介護課または各支所住民サービス課までご連絡ください。消費税率 10 %で計上した見積書の提出が必要となります。

(問い合わせ先)
今治市高齢介護課 介護保険係
TEL 0898-36-1526 (直通)